デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく内閣法制局中長期計画

令和４年８月３１日

内閣法制局デジタル化推進委員会決定

改正　令和４年１０月４日

# 基本事項

## 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、内閣法制局におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

本計画においては、デジタル技術を活用した効果的・効率的な業務の実現及び情報システムの運用等に要する経費の削減を目的とする。

## 現状と課題

内閣法制局は、内閣に置かれている定員80名程度の小規模組織であり、その主な業務は、法律問題に関し、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる事務並びに閣議に付される法律案、政令案及び条約案を審査する事務（以下「意見・審査事務」という。）である。このような業務の特殊性、専門性等から、国民に対し直接に提供する行政サービスは、情報公開請求関係、内閣法制局Webサイトによる情報提供といった極めて限定的なものであり、保有する情報システムは内閣法制局LANシステム及び法令審査支援システムの２つである。

これまでの取組により、内閣法制局LANシステムについてはクラウドサービスの利用、Web会議等のコミュニケーションツールの充実化、無線LAN化等が図られ、法令審査支援システムについては形式的事項のチェックに係る機能の向上等が図られた結果、Web会議システムを活用した意見・審査事務が行われるなど、デジタル技術を活用した効果的・効率的な業務実施の動きが広がりつつある。

このような動きを定着・深化させるため、法令審査支援システムの更なる機能向上及び利用促進を図る必要がある。また、重点計画に掲げられた「令和２年度（2020 年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費・・・を、令和７年度（2025 年度）までに３割削減する」という目標の達成に向けて、内閣法制局LANシステム及び法令審査支援システムの運用等に係る経費の削減に努める必要がある。

## 計画目標

上記の課題解決のため、以下のとおり取り組む。

①　内閣法制局LANシステム

各府省庁のLANシステムはデジタル庁が整備するガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）に順次移行することとされており、その移行により各府省庁単独で運用することに比べて効率的な運用が期待される。当局は、令和７年１月の次期LANシステム更改時にGSSへ移行する。
　KPI：
　・令和５年３月：GSSへの移行方針の決定
　・令和６年４月：GSSへの移行のための契約締結
　・令和６年１２月：GSSの並行稼働開始
　・令和７年１月：GSSへの移行完了

②　法令審査支援システム

法令審査支援システムは、条文表記の正確性を点検・確認する作業を確実かつ効率的に行うことを目的として整備され、法令案における形式的事項の誤り防止のためのツールの一つとして活用されている。

【機能向上】

「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」（令和３年６月29日法案誤り等再発防止プロジェクトチーム）において、「法令審査支援システムについては、誤り防止に補助的な役割を担うことが期待されるが、検知できない誤りがあることや過度に多くのエラーメッセージが検出されるなど課題があるため、内閣法制局において、各府省庁の要望も踏まえた機能向上に向けたシステム改修・・・を図ること」とされたことを踏まえ、法令審査支援システムの機能向上（点検機能の改善、利便性の向上）を図る。
　KPI：
　・利用者の要望確認：毎年度実施
　・利用者の要望を踏まえた機能向上件数：毎年度２件程度

【利用促進】

法令審査支援システムを利用することで法令案の形式的事項の誤り防止及び立案過程の効率化を図ることができるため、局内職員及び各府省庁の法案担当者向けに操作説明会を開催し、利用の促進を図る。
　KPI：
　・利用者説明会の参加人数：毎年度200人程度
　・利用者説明会の講義動画の各府省庁への配布：毎年度実施

【経費削減】

各府省庁の情報システムについては、既にクラウドサービスを利用しているものも含め、更改時期等を勘案しつつ、原則、令和５年度以降順次ガバメント・クラウドへの移行を進めることとされており、ガバメント・クラウドを利用することにより、政府全体のバイイングパワーを発揮することで、有利な条件でクラウドサービスを利用できることが期待される。当局は、令和８年度の次期法令審査支援システム更改時にガバメント・クラウドへ移行することを念頭に、デジタル庁と調整を行う。

KPI：

・令和６年３月：ガバメント・クラウドへの移行方針の決定

・令和７年４月：次期法令審査支援システム更改に向けた契約締結

・令和７年１２月：並行稼働開始

・令和８年４月：次期法令審査支援システム本番稼働開始

# デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

1. デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

内閣法制局においては、対象となる整備事項はない。

1. 各省共通取組事項

【デジタル庁が整備する共通機能の活用】

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、GSS、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）の実施、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用等により、運用等経費及び改修経費の３割削減に向けたシステム経費の最適化及び利用者にとって利便性の高いシステムへの刷新に向けた検討を行う。

【デジタル社会の実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化】

各情報システムにおいてプロジェクト計画書の適時・適切な作成を徹底し、本計画の取組を確実に実施・監理する。

また、デジタル庁と連携してデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。